

内閣参質一九〇第一三六号

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員山本太郎君提出東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックが猛暑の環境下で開催される危険に
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出東京二〇一〇オリンピック・パラリンピックが猛暑の環境下で開催される危険に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの日数は、平成二十二年から平成二十六年までの年ごとに、①七月二十五日から八月九日まで及び②八月二十五日から九月六日までの期間別にお示しすると、次のとおりである。

平成二十二年 ①十五日 ②十三日

平成二十三年 ①十四日 ②十三日

平成二十四年 ①十六日 ②十三日

平成二十五年 ①十六日 ②十一日

平成二十六年 ①十六日 ②七日

二について

政府として、御指摘の試算は行っていない。

三について

一〇二一〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）開催期間中の各国参加選手及び大会関係者並びに諸外国から訪れる観光客への医療提供体制の整備については、「一〇二一〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成二十七年十一月二十七日閣議決定）及び「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成二十八年三月三十日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に基づき、平成三十二年までに外国人患者の受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備するため、本年三月現在で全国で約三百二十か所選定されている外国语による診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の更なる充実等を図つてまいりたい。

四及び五について

御指摘の立候補ファイルについては、特定非営利活動法人東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック招致委員会が国際オリンピック委員会に提出したものであり、その個々の記述について、政府としてコメントすることは差し控えたいが、いずれにしても、大会開催期間中の暑さ対策については、重要と考えている。

政府としては、現在までに御指摘のような情報提供や注意喚起を行ったことはないが、「東京二〇二〇に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を開催し、大会に向けて選手及び観客の暑さ対策について検討を行つてゐるところであり、その中で、熱中症の説明や予防法など外国人等に対する発信すべき情報の内容と提供手段の在り方についても検討を進めてゐるところである。今後、検討結果を踏まえ、大会に向けて競技会場等の暑さ対策や外国人等に対する熱中症に係る情報発信等に努めてまいりたい。

